

平成 28 年 6 月 13 日

各位

会社名 株式会社デントス
代表者名 代表取締役 島 文男
コード番号(6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先 執行役員管理部長 大崎 隆
電話番号 03-5795-2011

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1.定款変更の理由

- (1) 当社優先株式廃止に伴い、第 2 章 第 9 条を変更し、第 3 章、第 4 章、第 5 章及び第 6 章 第 3 1 条を削除するものであります。
- (2) (1) の変更に伴い、第 6 章以降の章番号、条番号を変更するものであります。
- (3) 効力発生日経過に伴い、附則を削除するものであります。

2.定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

以上

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第9条 当社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、<u>普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>第9条 当社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、同一割合でこれを行う。</p>
<p><u>第3章 A種優先株式</u></p> <p><u>(A種優先株主総会の決議事項)</u></p> <p>第10条 A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)は、<u>A種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。</u></p> <p><u>2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。</u></p> <p><u>(i) 定款の変更</u></p> <p><u>(ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行</u></p> <p><u>(iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受</u></p> <p><u>(iv) 資本減少又は解散</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

<p><u>(v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認</u></p> <p><u>(vi) 自己株式の取得</u></p> <p><u>(vii) 役員を選任及び解任</u></p> <p><u>(viii) 役員報酬等に係る議案の承認</u></p> <p><u>(ix) A種優先株式と同一の権利又はA種優先株式に優先する権利をA種優先株式以外の株式に与えること</u></p>	
<p><u>(優先配当)</u></p> <p><u>第11条</u> 当社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）、およびC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次のとおり剰余金（以下「優先配当」と総称し、個別に「各優先</p>	<p><削除></p>

配当」という。)をいずれも同一の順位で配当する。

(i) A種優先株式に対しては、1株あたり年10,000円

(ii) B種優先株式に対しては、1株当たり年10,000円

(iii) C種優先株式に対しては、1株当たり年10,000円

2. ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

3 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式1株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率を乗じた額の配当金を支払う。

<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第12条 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金に相当する金額(但し、A種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。)を支払う。</u></p> <p>2. <u>前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、A種優先株主に対しては前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(取得請求権)</u></p> <p>第13条 A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求すべき期間中、当該決議で定める取得の条件</p>	<p><削除></p>

で、当社がA種優先株式を
取得するのと引換えに当社の
普通株式を交付することを
請求することができる。

2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「A種優先株式請求価額」という）は、A種優先株式1株につき金200,000円とする。

3. 株式分割を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

A種優先株式調整後請求価額＝

A種優先株式調整前請求価額

×

株式分割前発行済株式数

株式分割後発行済株式数

4. 株式併合を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

A種優先株式調整後請求価額

＝

A種優先株式調整前請求価額

×

株式併合前発行済株式数

株式併合後発行済株式数

5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

A種優先株式調整後請求価額＝

A種優先株式調整前請求価額

×

株式無償割当て前発行済株式数

株式無償割当て後発行済株式数

6. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。なお、調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。

8. 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額(会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。)が調整前のA種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。

9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のA種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてA種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにA種優先株式請求価額の調整を必要とす

るとき。

(ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。

但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。

(iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

10. A種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、A種優先株主が取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の発行価額（但し、A種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、A種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

<p>11. <u>A種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u></p>	
<p><u>(取得条項)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、A種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、A種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。</u></p> <p><u>(i) A種優先株式数の過半数を有するA種優先株主の書面による請求があったとき。</u></p> <p><u>(ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、A種優先株式の取得と引き換えにA種優先株主に対して交付べき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第4章 <u>B種優先株式</u></p> <p><u>(B種優先株主総会の決議事項)</u></p> <p>第15条 <u>B種優先株主は、B種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。</u></p> <p>2. <u>以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

<p><u>株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。</u></p> <p><u>(i) 定款の変更</u></p> <p><u>(ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行</u></p> <p><u>(iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受</u></p> <p><u>(iv) 資本減少又は解散</u></p> <p><u>(v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認</u></p> <p><u>(vi) 自己株式の取得</u></p> <p><u>(vii) 役員を選任及び解任</u></p> <p><u>(viii) 役員報酬等に係る議案の承認</u></p> <p><u>(ix) B種優先株式と同一の権利又はB種優先株式に優先する権利をB種優先株式以外の株式に与えること</u></p>	
<p><u>(優先配当)</u></p> <p><u>第16条 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第17条 当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者、および A種優先株主またはA種優先登録株式質権に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式払込金に相当する金額(但し、B種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。)を支払う。</u></p> <p>2. <u>前項による分配および第17条第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、B種優先株主に対しては前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。</u></p>	
<p><u>(取得請求権)</u></p> <p><u>第18条 B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社がB種優先株式を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項において交付する普通株</u></p>	<p><削除></p>

式の当初の価額（以下、「B種優先株式請求価額」という）

は、B種優先株式1株につき金250,000円とする。

3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。

4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。

5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。

6. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。なお、調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。

7. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後の

B種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。

8. 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額(会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。)が調整前のB種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。

9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のB種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてB種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、

会社分割、又は資本減少のためにB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。

(iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

10. B種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、B種優先株主が取得請求権の行使のために提出したB種優先株式の発行価額(但し、B種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、B種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合に

<p>は、これを切り捨てる。</p> <p><u>11. B種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u></p>	
<p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第19条 当社は、B種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、B種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。</u></p> <p><u>(i) B種優先株式数の過半数を有するB種優先株主の書面による請求があったとき。</u></p> <p><u>(ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、B種優先株式の取得と引き換えにB種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第5章 C種優先株式</u></p> <p><u>(C種優先株主総会の決議事項)</u></p> <p><u>第20条 C種優先株主は、C種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。</u></p> <p><u>2. 以下の各号に定める行為を行</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

<p><u>う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。</u></p> <p><u>(i) 定款の変更</u></p> <p><u>(ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行</u></p> <p><u>(iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受</u></p> <p><u>(iv) 資本減少又は解散</u></p> <p><u>(v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認</u></p> <p><u>(vi) 自己株式の取得</u></p> <p><u>(vii) 役員を選任及び解任</u></p> <p><u>(viii) 役員報酬等に係る議案の承認</u></p> <p><u>(ix) C種優先株式と同一の権利又はC種優先株式に優先する権利をC種優先株式以外の株式に与えること</u></p>	
<p><u>(優先配当)</u></p> <p><u>第21条 C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第22条 当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>し、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式払込金に相当する金額(但し、C種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。)を支払う。</u></p> <p>2. <u>前項による分配、第22条第1項による分配、および第17条第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、C種優先株主に対しては前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。</u></p>	
<p><u>(取得請求権)</u></p> <p><u>第23条 C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	<p><削除></p>

2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「C種優先株式請求価額」という）は、C種優先株式1株につき金250,000円とする。
3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。
4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。
5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。
6. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。
なお、調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る価額をもって当会社が取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のC

種優先株式請求価額とする。
調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。

8. 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額(会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。)が調整前のC種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のC種優先株式請求価額とする。調整後のC種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。

9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のC種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてC種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

(iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。

(iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

10. C種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、C種優先株主が取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の発行価額(但し、C種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、C種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株

<p><u>未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>11. C種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u></p>	
<p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第24条 当社は、C種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、C種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。</u></p> <p><u>(i) C種優先株式数の過半数を有するC種優先株主の書面による請求があったとき。</u></p> <p><u>(ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、C種優先株式の取得と引き換えにC種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第<u>6</u>章 株主総会</p> <p>第<u>25</u>条～第<u>30</u>条</p>	<p>第<u>3</u>章 株主総会</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>15</u>条</p>
<p>第<u>6</u>章 株主総会</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p>	<p>第<u>3</u>章 株主総会</p>

<p><u>第31条 第25条乃至第29条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第6章～第9章</p> <p>第32条～第52条</p>	<p>第3章～第6章</p> <p>第16条～第37条</p>
<p>附則</p> <p><u>第1条 第5条の変更および第6条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成27年8月1日とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>	<p><削除></p>